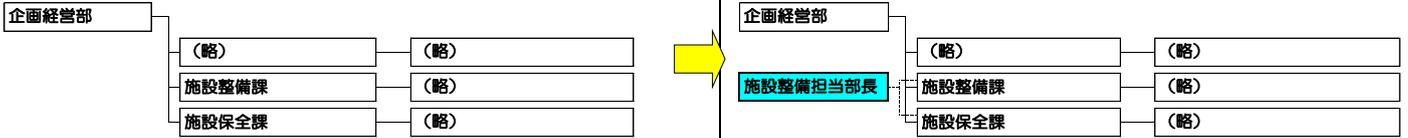


令和3年4月1日付け 組織改正（案）

 = 新設、
 = 廃止、
 = 新設または廃止（同じ名称の組織なし）、
 = 新設または廃止（同じ名称の組織あり）

※記載のない組織については改正を行わない。

現行 **改正後**



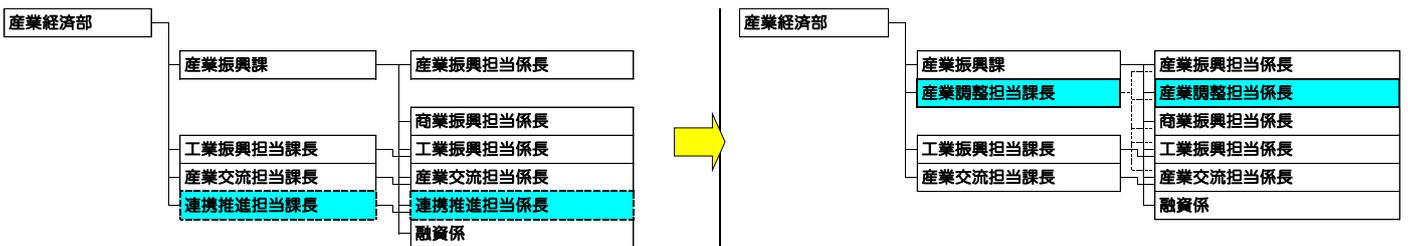
「企画経営部」

- ◆ 「企画経営部長」の事務のうち、公共施設の適正配置に向けた施設整備及びび活用に関する事務を分担し、将来を見据えた施設マネジメントをさらに強化するため、部に「施設整備担当部長」を新設する。
- ◆ 「施設整備担当部長」は、「施設整備課長」及び「施設保全課長」を指揮監督する。



「文化振興課」

- ◆ 事業繁忙期における柔軟な業務分担を可能とし、効率的な執行体制を確保するため、「文化計画担当係長」、「文化事業担当係長」を統合し、「文化振興担当係長」を新設する。これに伴い、「文化計画担当係長」、「文化事業担当係長」は廃止する。

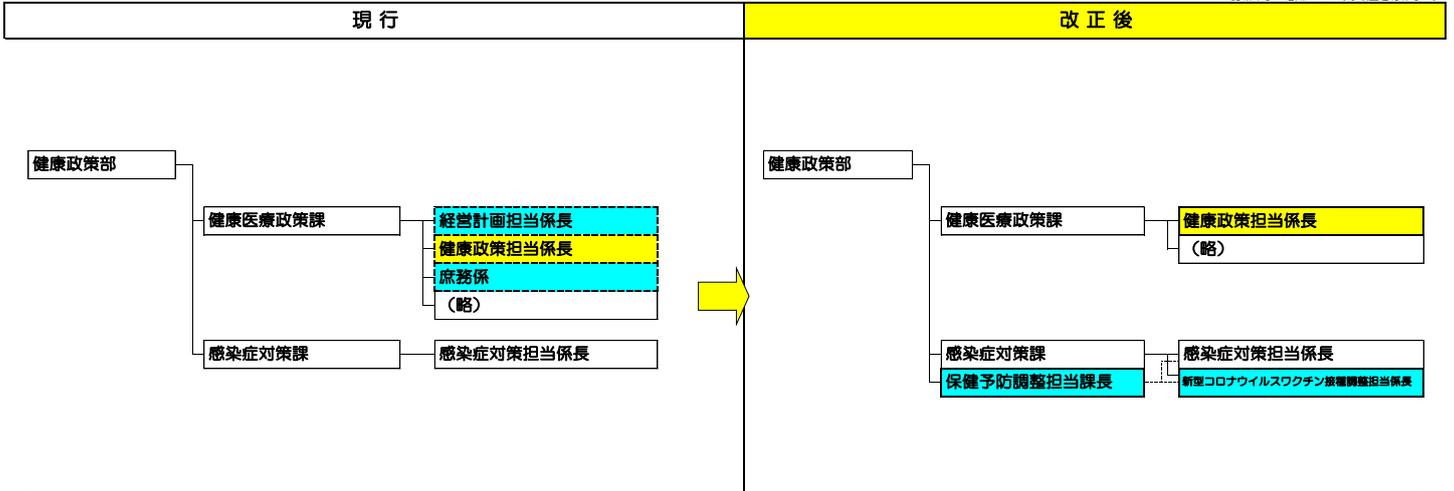


「産業経済部」

- ◆ 産業交流施設をはじめとする産業支援施設の効果を区全体に波及させるとともに、産業活性化に向けた連携をさらに推進するため、部に「産業調整担当課長」を新設する。これに伴い、「連携推進担当課長」は廃止する。

「産業振興課」

- ◆ 産業交流施設等の活用により、幅広い業種業態の区内産業への支援を強化するとともに、産業活性化に向けた連携をさらに推進するため、課に「産業調整担当係長」を新設する。これに伴い、「連携推進担当係長」は廃止する。
- ◆ 「産業調整担当課長」は、分担事務の範囲内において「産業振興担当係長」、「産業調整担当係長」、「商業振興担当係長」、「工業振興担当係長」を指揮命令する。



「健康政策部」

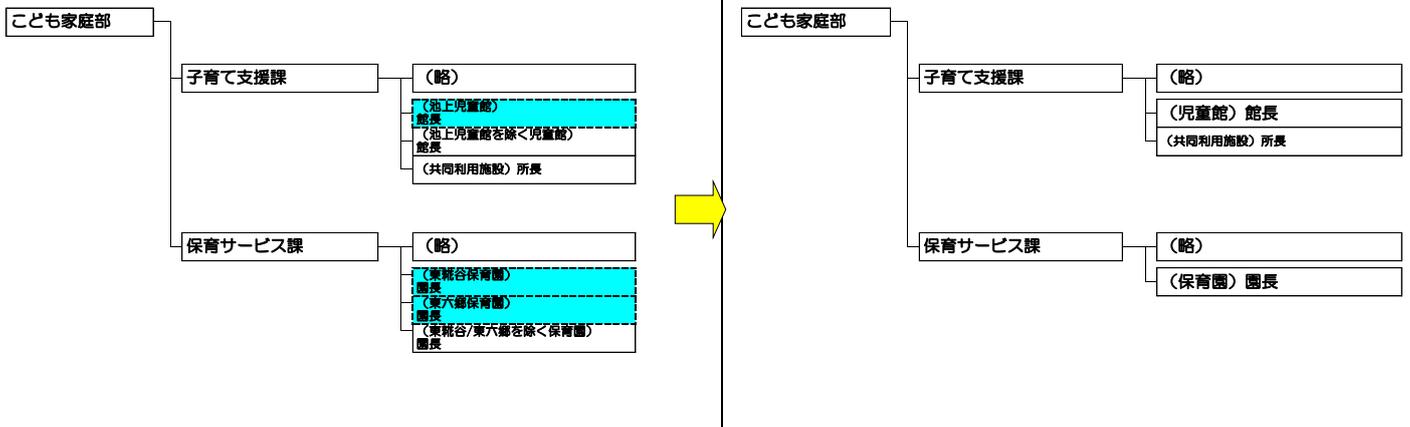
- ◆ 「感染症対策課長」の事務のうち、新型コロナウイルスワクチン接種の実施に関する事務及び感染症対策の調整に関する事務を分担するため、部に「保健予防調整担当課長」を新設する。

「健康医療政策課」

- ◆ 事業繁忙期における柔軟な業務分担を可能とし、効率的な執行体制を確保するため、「経営計画担当係長」、「健康政策担当係長」、「庶務係」を統合し、「健康政策担当係長」に再編成する。これに伴い、「経営計画担当係長」、「庶務係」は廃止する。

「感染症対策課」

- ◆ 課の事務のうち、新型コロナウイルスワクチン接種の実施に関する事務を分掌するため、課に「新型コロナウイルスワクチン接種調整担当係長」を新設する。
- ◆ 「保健予防調整担当課長」は、分担事務の範囲内において、「感染症対策担当係長」、「新型コロナウイルスワクチン接種調整担当係長」を指揮命令する。

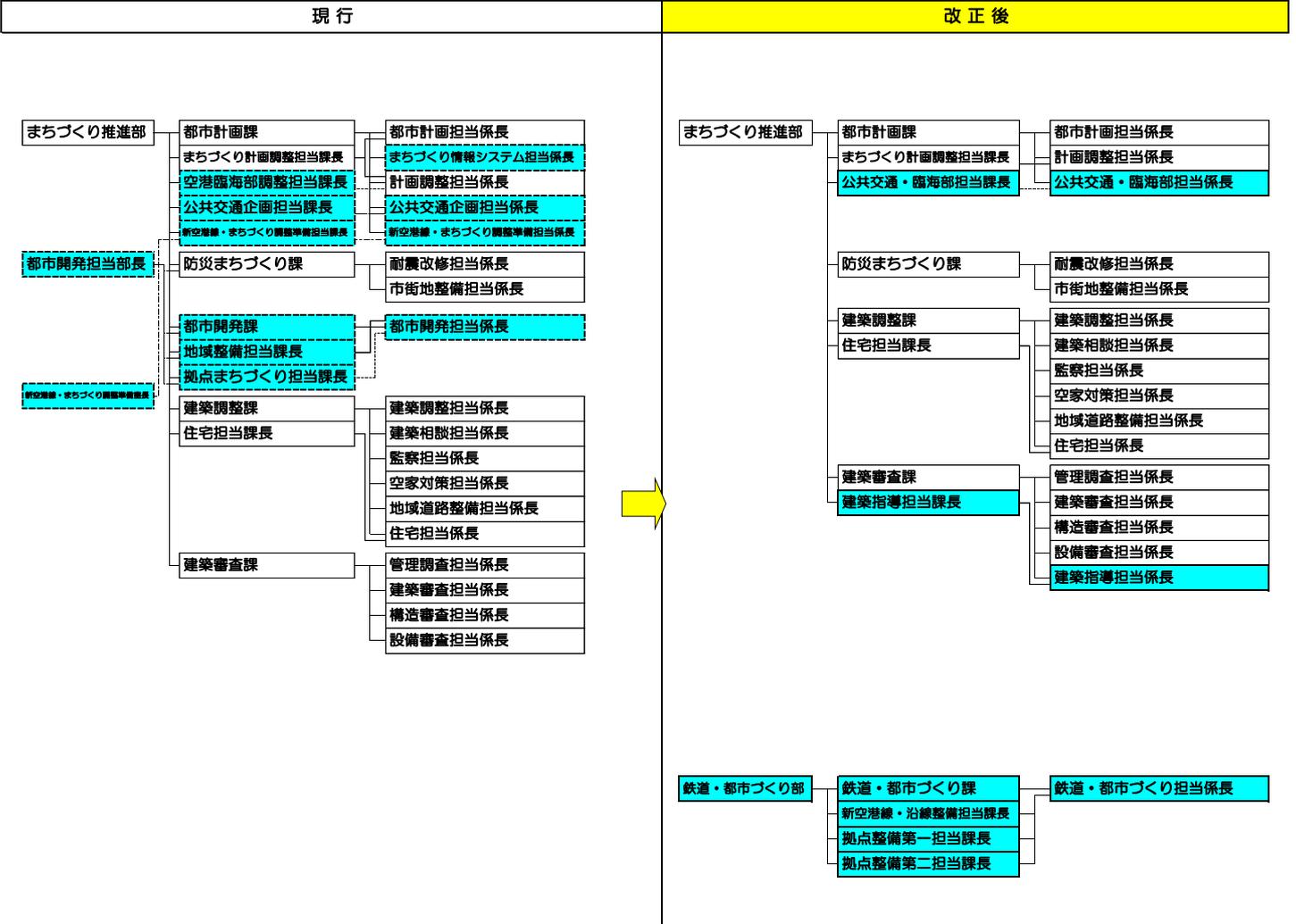


「児童館」

- ◆ 業務委託に伴い、「(池上児童館) 館長」を廃止する。

「保育園」

- ◆ 民営化に伴い、「(東糺谷保育園) 園長」及び「(東六郷保育園) 園長」を廃止する。



現 行

改 正 後

「まちづくり推進部」

- ◆「都市開発担当部長」は、蒲田駅及び大森駅周辺地区等の地域整備等を推進するために設置された。その後、蒲田駅周辺地区及び大森駅周辺地区ランドデザインに基づく施策を着実に推進するなど、大田区の有する高いポテンシャルを活かした魅力あるまちづくりを進めている。今後、新空港線の整備促進と一体となった地域のまちづくりをさらに推進するため、「鉄道・都市づくり部」の新設に合わせ「都市開発担当部長」を廃止する。
- ◆「新空港線・まちづくり調整準備室長」は、新空港線の整備推進に関する協議・調整及び新空港線沿線のまちづくりに係る連絡調整を推進するために設置された。その後、国との意見交換や東京都と協議を進め、新空港線の整備に向けた取り組みを着実に進めているところである。今後、新空港線の整備促進と一体となった地域のまちづくりをさらに推進するため、「鉄道・都市づくり部」の新設に合わせ「新空港線・まちづくり調整準備室長」を廃止する。
- ◆「都市開発課」、「地域整備担当課長」、「拠点まちづくり担当課長」は、蒲田駅周辺地区及び大森駅周辺地区の整備等、地域のまちづくりの推進に関する事務等を分担している。これらの事務を新設する「鉄道・都市づくり部」に移管し、新空港線の整備と一体となったまちづくりを推進するため、「都市開発課」、「地域整備担当課長」、「拠点まちづくり担当課長」を廃止する。
- ◆「新空港線・まちづくり調整準備担当課長」は、新空港線の整備推進に関する協議・調整及び新空港線沿線のまちづくりに係る連絡調整に関する事務を分担している。これらの事務を新設する「鉄道・都市づくり部」に移管し、新空港線の整備と一体となったまちづくりを推進するため、「新空港線・まちづくり調整準備担当課長」を廃止する。
- ◆臨海部への交通アクセス改善等、交通ネットワークに関する施策を推進し、臨海部のまちづくりを効果的に推進するため、部に「公共交通・臨海部担当課長」を新設する。これに伴い「空港臨海部調整担当課長」及び「公共交通企画担当課長」は廃止する。
- ◆開発行為の許可、景観計画、地区計画等の各種申請の相談・届出事務など、建築確認に関連する各種申請等の窓口を集約し、区民サービスの向上を図るため部に「建築指導担当課長」を新設する。

「都市計画課」

- ◆課の事務のうち、まちづくり情報閲覧システムに関する事務を庶務事務等と効率的に実施するため、「都市計画担当係長」が分掌し、これに伴い「まちづくり情報システム担当係長」は廃止する。
- ◆課の事務のうち、交通ネットワークに関する施策及び臨海部のまちづくりに関する事務を分掌するため、課に「公共交通・臨海部担当係長」を新設する。これに伴い「公共交通企画担当係長」は廃止する。
- ◆新空港線の整備推進に関する協議・調整及び新空港線沿線のまちづくりに係る連絡調整に関する事務を、「鉄道・都市づくり部鉄道・都市づくり課」に移管することに伴い、「新空港線・まちづくり調整準備担当係長」は廃止する。
- ◆「公共交通・臨海部担当課長」は、分担事務の範囲内において、「公共交通・臨海部担当係長」を指揮命令する。
- ◆開発行為の許可に関する事務、福祉のまちづくり条例の届出に関する事務、みどりの条例の届出に関する事務、景観計画の届出に関する事務、地区計画の届出に関する事務を「建築審査課」に移管する。

「防災まちづくり課」

- ◆沿道地区計画、防災街区整備地区計画の届出に関する事務を、「建築審査課」に移管する。

「都市開発課」

- ◆蒲田駅周辺地区及び大森駅周辺地区の整備等、地域のまちづくりの推進に関する事務を、「鉄道・都市づくり部鉄道・都市づくり課」に移管することに伴い、「都市開発担当係長」は廃止する。

「建築審査課」

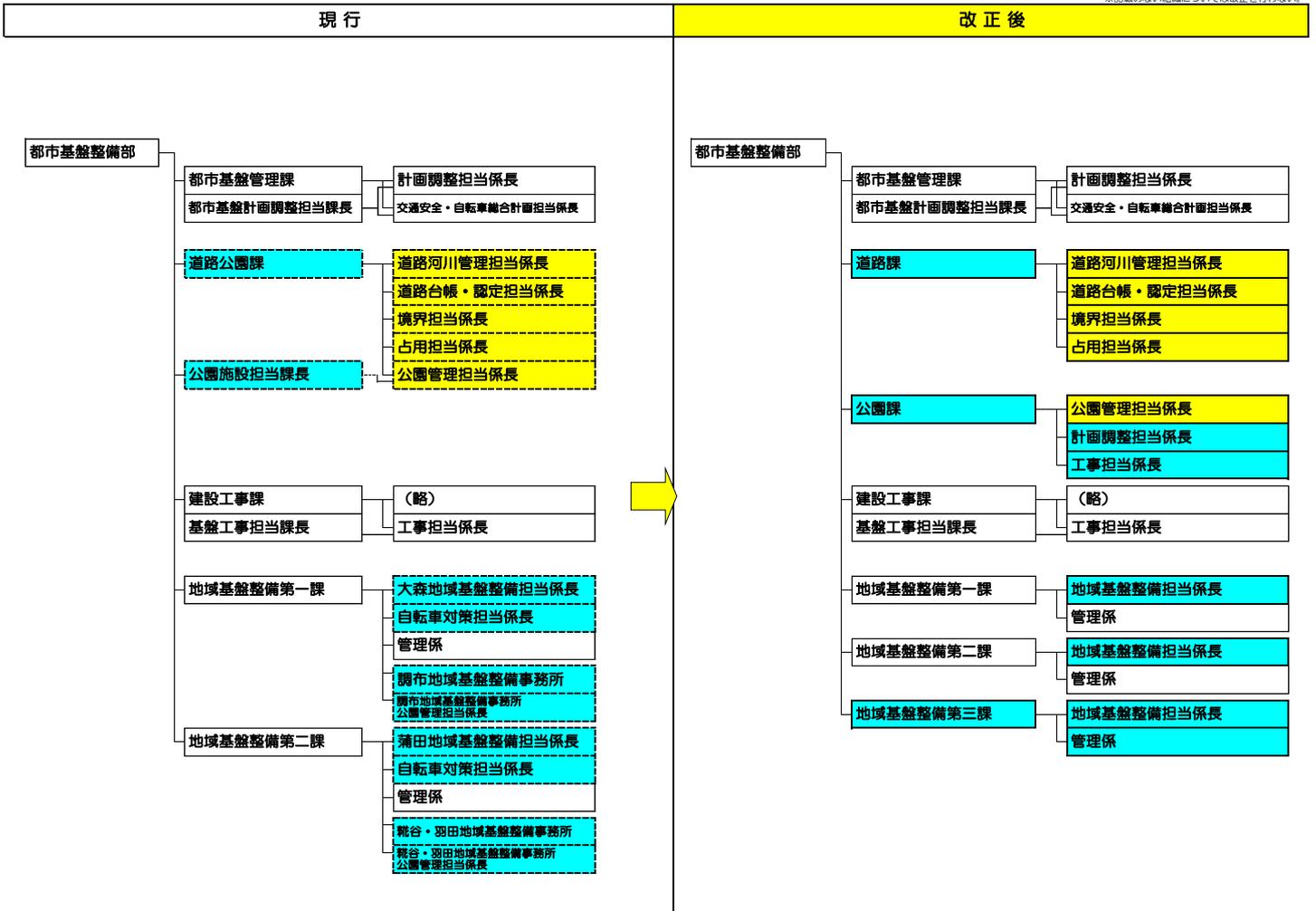
- ◆都市計画課から、開発行為の許可に関する事務、福祉のまちづくり条例の届出に関する事務、みどりの条例の届出に関する事務、景観計画の届出に関する事務、地区計画の届出に関する事務を移管する。また、防災まちづくり課から沿道地区計画、防災街区整備地区計画の届出に関する事務を移管する。これらについては、新設する「建築指導担当係長」が分掌する。
- ◆「建築指導担当課長」は、分担事務の範囲内において、「建築指導担当係長」を指揮命令する。

「鉄道・都市づくり部」

- ◆新空港線の整備促進及び鉄道沿線を含めた都市づくりを一体的に推進するとともに、災害に備えた国土強靱化の取り組みの一環として、新空港線の整備を契機とした蒲田地域、大森地域、多摩川線沿線のまちづくり等を推進するため、「鉄道・都市づくり部」を新設する。
- ◆鉄道整備と都市づくりが一体となった施策を推進するほか、まちづくり認定審査会に関する事務を分担するため、部に「鉄道・都市づくり課」を新設する。
- ◆「鉄道・都市づくり課長」の事務のうち、新空港線の整備促進及び鉄道沿線の都市づくりに関する事務等を分担するため、部に「新空港線・沿線整備担当課長」を新設する。
- ◆「鉄道・都市づくり課長」の事務のうち、大森駅周辺の都市づくりに関する事務等を分担するため、部に「拠点整備第一担当課長」を新設する。
- ◆「鉄道・都市づくり課長」の事務のうち、蒲田駅周辺の都市づくりに関する事務等を分担するため、部に「拠点整備第二担当課長」を新設する。

「鉄道・都市づくり課」

- ◆新空港線の整備促進に関する事務及び地域の都市づくりに関する事務等を分掌するため、課に「鉄道・都市づくり担当係長」を新設する。
- ◆「新空港線・沿線整備担当課長」は、分担事務の範囲内において、「鉄道・都市づくり担当係長」を指揮命令する。
- ◆「拠点整備第一担当課長」は、分担事務の範囲内において、「鉄道・都市づくり担当係長」を指揮命令する。
- ◆「拠点整備第二担当課長」は、分担事務の範囲内において、「鉄道・都市づくり担当係長」を指揮命令する。



「都市基盤整備部」

- ◆ 道路空間の利活用を推進するとともに、道路及び河川に関する事務を適正に実施するため、部に「道路課」を新設する。
- ◆ 公民連携による公園の管理・運営を推進するとともに、公園に関する計画・整備・運用の事務を集約することで効率的な執行体制を構築するため、部に「公園課」を新設する。
- ◆ 「道路課」及び「公園課」の新設に伴い、「道路公園課」、「公園施設担当課長」は廃止する。
- ◆ 令和島の編入及び羽田空港跡地の整備の進展に伴い、道路等の都市基盤施設の管理面積が拡大した。適正かつ効率的な維持管理等を実施するため、地域基盤整備第一課及び地域基盤整備第二課の所管区域を見直すとともに、調布地域を所管区域とする「地域基盤整備第三課」を新設する。併せて、（仮称）仲六郷水防資機材センター及び（仮称）田園調布五丁目水防センターの整備を進め、京浜島の大田区防災機材センターを含め、各地域に配置するセンターを効果的に活用し、激甚化する水害に備えた水防態勢を構築する。

「都市基盤管理課」

- ◆ 都市計画公園の事業認可及び進行管理に関する事務等を「公園課」に移管する。
- ◆ 自転車の計画及び管理等に関する事務を集約し、効率的な事業執行を推進するため、地域基盤整備第一課及び地域基盤整備第二課から自転車等駐車場及び放置自転車に関する事務等を移管する。当該事務は、都市基盤管理課の「交通安全・自転車総合計画担当係長」が分掌する。

「道路課」

- ◆ 道路及び河川の管理、道路の利活用に関する事務等を分掌するため、課に「道路河川管理担当係長」を新設する。
- ◆ 道路台帳の作成及び特別区道の認定に関する事務等を分掌するため、課に「道路台帳・認定担当係長」を新設する。
- ◆ 道路、水路等保管財産と民有地との境界確認に関する事務等を分掌するため、課に「境界担当係長」を新設する。
- ◆ 道路、河川等の占用及び使用に関する事務等を分掌するため、課に「占用担当係長」を新設する。
- ◆ 道路と河川の一体的な管理を強化するため、地域基盤整備第二課から呑川等の水面管理に関する事務等を移管する。当該事務は、「道路河川管理担当係長」が分掌する。

「公園課」

- ◆ 公園、緑地、運動施設等の設置、公園の公民連携に関する事務、課の庶務に関する事務等を分掌するため、課に「公園管理担当係長」を新設する。
- ◆ 「都市基盤管理課」から移管する都市計画公園の事業認可及び進行管理に関する事務等を分掌するため、課に「計画調整担当係長」を新設する。
- ◆ 「建設工事課」から移管する公園緑地の新設・改良の設計及び施工に関する事務等を分掌するため、課に「工事担当係長」を新設する。

「建設工事課」

- ◆ 公園緑地の新設・改良の設計及び施工に関する事務等を「公園課」に移管する。

「地域基盤整備第一課」

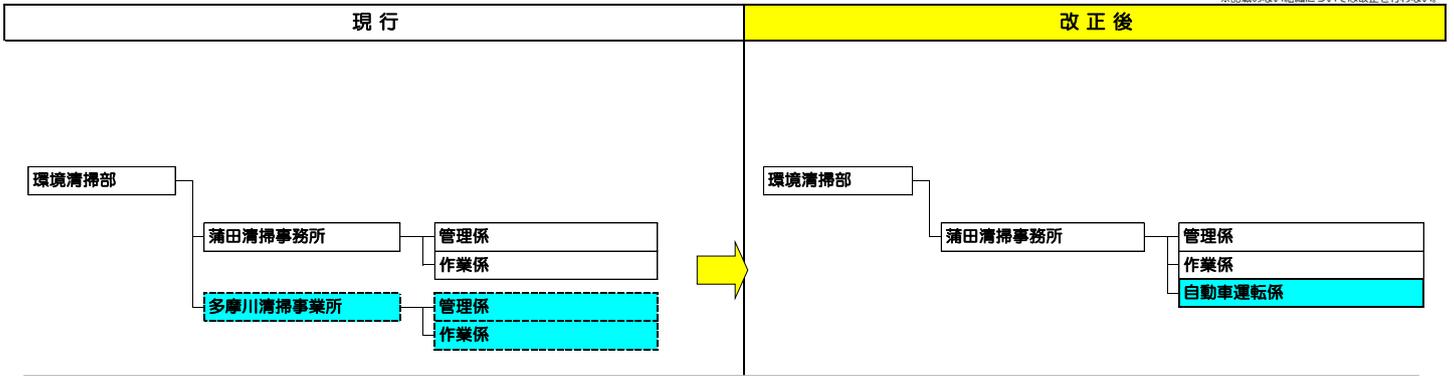
- ◆ 自転車等駐車場及び放置自転車に関する事務等を「都市基盤管理課」に移管する。これに伴い、「自転車対策担当係長」は廃止する。
- ◆ 所管区域の見直しにより、地域基盤整備第一課は、大森東、大森西、入新井、馬込、池上、新井宿の各特別出張所の区域を所管する。これに伴い、課に「地域基盤整備担当係長」を新設するとともに、「大森地域基盤整備担当係長」、「調布地域基盤整備事務所」、「調布地域基盤整備事務所公園管理担当係長」を廃止する。

「地域基盤整備第二課」

- ◆ 自転車等駐車場及び放置自転車に関する事務等を「都市基盤管理課」に移管する。これに伴い、「自転車対策担当係長」は廃止する。
- ◆ 道路と河川の一体的な管理を強化するため、呑川等の水面管理に関する事務を「道路課」に移管する。
- ◆ 所管区域の見直しにより、地域基盤整備第二課は、靴谷、羽田、六郷、矢口、蒲田西、蒲田東の各特別出張所の区域を所管する。これに伴い、課に「地域基盤整備担当係長」を新設するとともに、「蒲田地域基盤整備担当係長」、「靴谷・羽田地域基盤整備事務所」、「靴谷・羽田地域基盤整備事務所公園管理担当係長」を廃止する。

「地域基盤整備第三課」

- ◆ 地域基盤整備第三課は、嶺町、田園調布、鶴の木、久が原、雪谷、千束の各特別出張所の区域を所管する。
- ◆ 所管区域における道路、橋、河川、公園等の維持管理に関する事務等を分掌するため、課に「地域基盤整備担当係長」を新設する。
- ◆ 所管区域における道路、河川等の監察及び課の庶務に関する事務等を分掌するため、課に「管理係」を新設する。

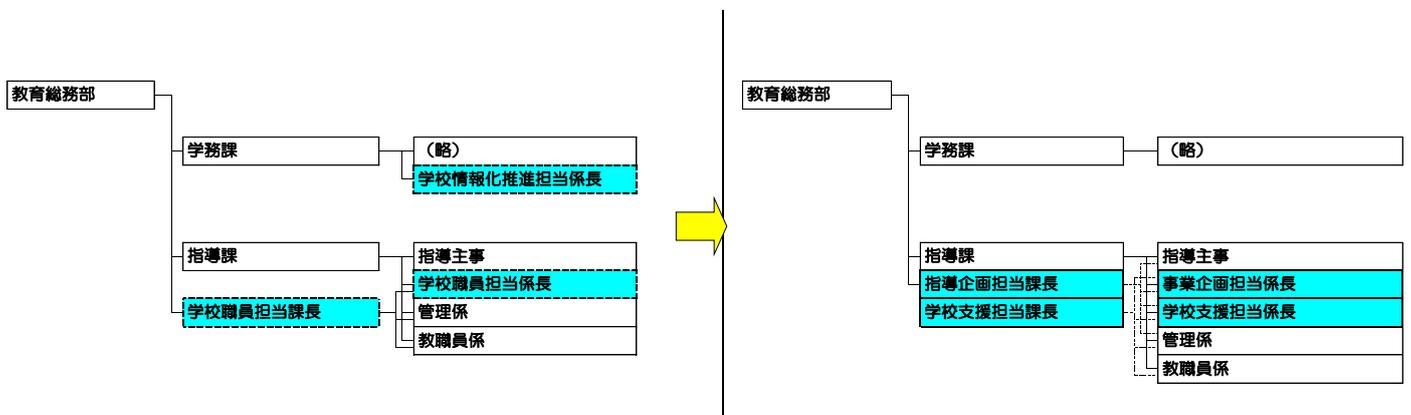


「環境清掃部」

◆ 蒲田清掃事務所の移転に伴い、効率的な収集体制を構築するため、「多摩川清掃事業所」を廃止する。

「蒲田清掃事務所」

◆ 廃止となる「多摩川清掃事業所」から、清掃事業用自動車に関する事務等を移管することに伴い、所に「自動車運転係」を新設する。



「教育総務部」

◆ 「指導課長」の事務のうち、新しい学びの構築、ICTを活用した教育の推進、不登校対策等に関する事務を分担するため、部に「指導企画担当課長」を新設する。

◆ 「指導課長」の事務のうち、ICT基盤の整備及び維持管理、教職員の働き方改革の推進、学校職員に関する事務等を分担するため、部に「学校支援担当課長」を新設する。これに伴い、「学校職員担当課長」は廃止する。

「学務課」

◆ 公立小・中学校におけるICT環境の整備及び運用に関する事務を指導課に移管することに伴い、「学校情報化推進担当係長」を廃止する。

「指導課」

◆ 課の事務のうち、ICTを活用した教育の充実、不登校対策等に関する事務を分掌するため、課に「事業企画担当係長」を新設する。

◆ 課の事務のうち、学務課から移管される公立小・中学校におけるICT環境の整備及び運用に関する事務、学校職員に関する事務等の学校業務の支援に関する事務を分掌するため、課に「学校支援担当係長」を新設する。これに伴い「学校職員担当係長」は廃止する。

◆ 「指導企画担当課長」は、分担事務の範囲内において、「指導主事」、「事業企画担当係長」、「学校支援担当係長」、「管理係」を指揮命令する。

◆ 「学校支援担当課長」は、分担事務の範囲内において、「事業企画担当係長」、「学校支援担当係長」、「管理係」、「教職員係」を指揮命令する。